

平成31年2月14日
自動車局貨物課

**「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター導入支援事業」
を実施します！！**

～ 荷役時間の削減に向けて ～

平成30年度第2次補正予算に係る「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター導入支援事業」の申請受付を2月25日から開始いたします。

1. 事業内容

テールゲートリフター（トラック車両の後部に装着して使用するエレベータ（昇降機）の一種）を導入した事業者に対し、当該導入費用の一部を補助します。

当該機器を活用した荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）を促進することによって、労働生産性の向上・多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進します。

※補助事業の執行団体：公益社団法人全日本トラック協会

【補助対象機器】：トラック運送事業者が平成30年12月21日～平成31年3月31日に導入した機器

【補助額】：○後部格納式・床下格納式：1台あたり20万円
○アーム式・垂直式：1台あたり10万円



（テールゲートリフター）

2. 申請受付期間（予定）

平成31年2月25日（月）～平成31年3月12日（火）

※補助金申請額が予算額（1億円）を超過した場合、補助金が交付されない場合があります。

詳細については、後日、公益社団法人全日本トラック協会のホームページにおいて公表します。（<http://www.jta.or.jp/>）

【問い合わせ先】

自動車局貨物課 荏原、小田
代表：03-5253-8111（内線41322）
直通：03-5253-8575
FAX：03-5253-1637